災害時用公衆電話を含めた 公衆電話補填額算定方法の在り方 関係事業者ヒアリング

令和4年2月

○ 災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方に関する論点について、下記のとおり、関係事業者からヒアリングを実施してはどうか。

■ ヒアリング対象事業者

NTT東日本·西日本

■ ヒアリング項目

- ○第一種公衆電話の設置基準緩和に伴う設置台数削減について
 - ·新たな設置基準に合わせた設置台数に向けた削減計画(必要期間及び一定期間毎の想定削減台数、手法等)
 - ·撤去にかかる費用(台数あたり工事費、人件費等の他、地域·時期等の諸事情があればそれを踏まえた想定額)
 - ·設置台数削減による費用削減効果(一定期間毎の設置台数減に伴う効果(撤去にかかる費用を含まない)の想定額)
 - ·周知広報(手法·時期等)
- ○第一種公衆電話にかかる費用について
 - ・第一種公衆電話にかかる費用(現状及びP網移行後の想定。①アクセス回線費用、端末費用等に設備毎に区分したもの、②市内・県間等通信先毎に区分したもの)
- ○災害時用公衆電話にかかる費用について
 - ·現在提供中の事前設置型災害時用公衆電話にかかる費用(現状及びIP網移行後の想定。アクセス回線費用に限る。)
 - ・ 今後の設置台数想定

再掲:ユニバーサルサービス政策委員会(第24回)資料抜粋

- 諮問概要
- ユニバーサルサービス制度の概要

■ 検討事項

- ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方
- 2. I P網への移行に伴うユニバーサルサービスの範囲の在り方
- 3. I P網移行期間中のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定 の在り方
- 4. 災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方
- 検討の進め方(案)

情報通信審議会答申(令和3年7月)と制度改正の概要

「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和3年7月7日 情報通信審議会答申)の概要

- ▶ <u>災害時用公衆電話</u>は、災害時における第一種公衆電話が果たしている役割を代替するものとしての位置づけを高めており「ユニバーサルサービス」として位置づけることが適当。
- ▶ 災害時用公衆電話は必然的に赤字となるサービスであることから、交付金による補填により、安定的な提供を確保する必要。
- ▶ 災害時用公衆電話は、これまで交付金による補填を行っていなかったことから、現在利用が減少している第一種公衆電話を効率化することにより、災害時用公衆電話への補填を合わせても総額として国民が負担している額を増やさないことが必要。
- ▶ 第一種公衆電話の効率化のためには、現在設置を求めている台数を緩和※することが適当。利用者の利便性低下を軽減するため、第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるべき。
 - ※ 現在の市街地ではおおむね500m四方に一台それ以外の地域ではおおむね1km四方に一台のメッシュの基準をそれぞれ、1km四方に一台、2km四方に一台と**設置台数を概ね1/4にすることに一定の妥当性**。

答申を踏まえた制度改正の概要

- 1 ユニバーサルサービスの範囲の見直し(R3/12/3 情報通信行政·郵政行政審議会へ省令案の諮問済)
 - (1) 災害時用公衆電話のユニバーサルサービスへの追加
 - ② 第一種公衆電話の設置基準の緩和
 - ③ 公衆電話の設置及び利用実態把握のための報告内容の精緻化【諮問対象外】 等
 - ※ ①②は電気通信事業法施行規則、③は電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)の改正
- 2 ユニバーサルサービス交付金の補填対象の見直し → 【今回検討対象】
 - 〇 第一種公衆電話の効率化を踏まえた災害時用公衆電話への補填の考え方の整理 等



利便性の低下を軽減するため、駅、小売店舗など 公衆が容易に出入りすることができる場所への

5

(参考)第一種公衆電話の削減のイメージ

■ 第一種公衆電話の設置基準の改正(案)(情報通信行政・郵政行政審議会へ諮問中)

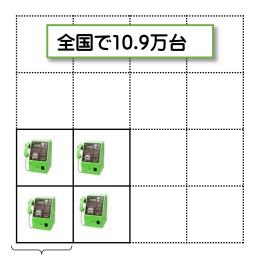
現行設置基準

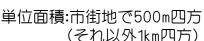
社会生活上の安全及び戸外での最低限 の通信手段を確保する観点から市街地 においてはおおむね500m四方に一台、 それ以外の地域においてはおおむね1 km四方に一台の基準により設置される 公衆電話機



改正(案)

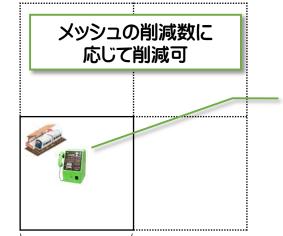
社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から、 公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公 衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやす い場所に設置される公衆電話機であつて、市街地においてはおおむね1 km四方に一台、それ以外の地域においてはおおむね2km四方に一台の基 準により設置されるもの





旧基準による最低限の設置台数

実際の設置台数



単位面積:市街地で1km四方

(それ以外2km四方)

84.479台

108,655台

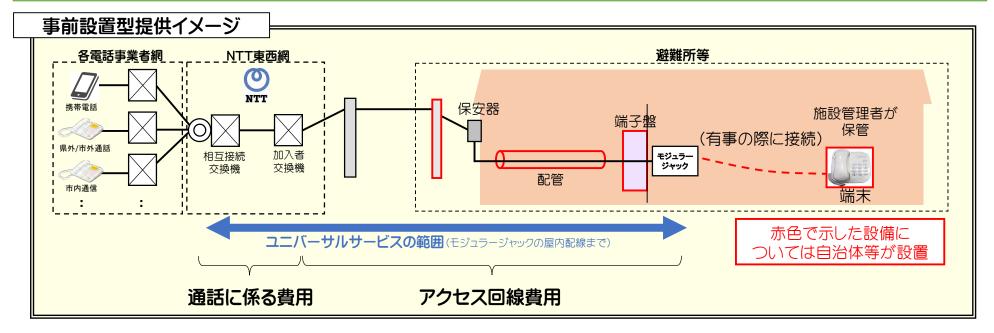
メッシュの削減数に応じて削減(※現在計算中) ただし人口集中地区との境界線や、世帯又は事業者が存在するメッシュの 境界線等の取扱いにより1/4よりは大きい数字になる。

重点的な設置を義務づけ。 (現在は設置場所に規制なし)

事前設置型災害時用公衆電話のネットワーク図

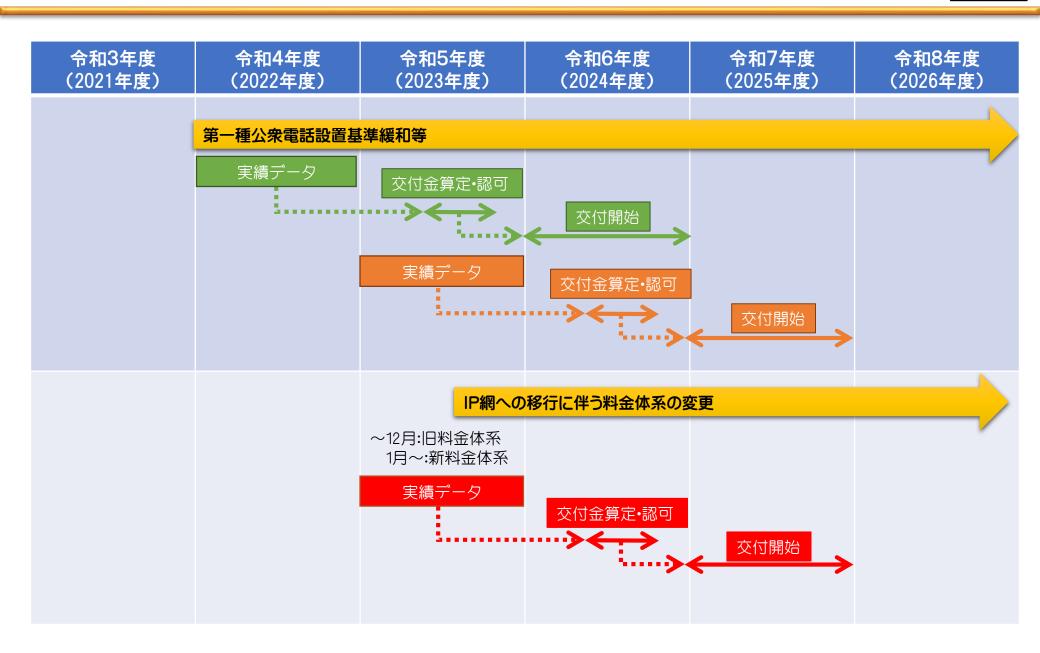
事前設置型災害時用公衆電話とは

平時に地方自治体と協議の上、避難所等にあらかじめ加入者回線を開通させた上で端末を保管しておき、災害発生後に避難所の管理者等が当該回線に端末を接続して通話の用に供するもの



事前設置型災害時用公衆電話に係る費用の答申の考え方

	災害時用公衆電話の現状	令和3年答申の考え方
設置費用	NTT東日本•西日本負担	現時点で補填対象とすべき合理的な理由があるとは言いがたい
アクセス回線費用	公衆電話接続料に転嫁 (第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令 第64号)第3条の許可を取得)	具体的な補填の範囲や導入時期について要検討
通話に係る費用	接続事業者同士お互い精算しない取り決めがなされている(NTT東日本・西日本NW部分はNTT東日本・西日本が負担)	現時点で補填対象とすべき合理的な理由があるとは言いがたい



検討事項

検討事項

● 第一種公衆電話の補填額算定方法の在り方について

- 第一種公衆電話の設置基準の緩和関係
 - 第一種公衆電話については、「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」(令和3年7月情報通信審議会答申)(以下「答申」という。)において、交付金全体の支出を抑制し、効率化を図る観点から設置基準の緩和等を図ることが適当とされたところであり、現在、そのための制度整備が進められつつある。
 - 答申においては、「<u>公衆電話の円滑な提供の確保のために必要な台数の維持(効率化に必要となる撤去費用を含む)については、交付金の対象とすることが適当」</u>としているところ、設置基準の緩和を受けて今後進められる<u>撤去に係る費用の算定方法について検討が必要ではないか</u>。
- IP網への移行に伴う見直し関係
 - 現状、第一種公衆電話については、ユニバーサルサービスの範囲である市内通信等に係る収支差額部分(赤字相当分)を補填しているが、検討事項2のとおり、P88への移行に伴い、ユニバーサルサービスの範囲について見直しを行う必要があることから、補填の対象についても併せて検討することが必要ではないか。

● 災害時用公衆電話の補填額算定方法の在り方について

- 答申では、事前設置型災害時用公衆電話(以下「災害時用公衆電話」という。)について、今後は基本的にアクセス回線を対象として補填の対象としていくことが適当としつつ、「第一種公衆電話の効率化によって得られる費用削減効果を見極めた上で、交付金全体の規模を適切に抑制する観点から、具体的な補填の範囲や導入時期について適時適切に判断する必要がある」としている。また、災害時用公衆電話の補填に当たっては、「第一種公衆電話に係る交付金の額も合わせた総額として国民への負担を増やさない」ことが求められている。
- 災害時用公衆電話の補填について検討する前提として、第一種公衆電話の効率化によって得られる<u>費用削減効果を具体的に把握</u>し、それに基づき検討を行う必要があるのではないか。

これら補填額の算定方法の在り方についての検討に当たっては、補填のための交付金が実質的に国民利用者の負担に繋がっていることを踏まえ、各項目ごとの検討に加え、それらを合計した総額への影響も踏まえた上で検討する必要があるのではないか。

情報通信審議会答申(令和3年7月)抜粋①

【情報通信審議会答申(令和3年7月)】該当部分

第3章 災害時用公衆電話 第5節 補填の考え方について

災害時用公衆電話は、必然的に赤字となるサービスであることから、交付金による補填により、安定的な提供を確保する必要がある。現在の第一種公衆電話において、収入と費用を相殺した赤字分を全額補填していることも踏まえつつ、安定的なサービス提供の必要性と交付金の規模とのバランスを図る観点から、適切な補填対象の範囲を決定する必要がある。特に、これまで災害時用公衆電話はユニバーサルサービスの対象ではなく、交付金による補填をしていなかったため、今回、交付金の対象とすることにより、最終的には利用者に転嫁されることを踏まえれば、第一種公衆電話に係る交付金の額も合わせた総額として国民への転嫁を増やさない範囲で検討を進めることが必要であり、後述する第一種公衆電話の効率化の状況を見極めながら、補填対象やその導入時期を検討していく必要がある。

① 設置費用

設置費用は、NTT東西が災害時用公衆電話のサービスを提供する前提となる費用であるが、NTT東西によれば、既にこれまで自治体から了承を得られた国内の避難所において設置が完了しており、今後予定される増設も限定的であることから、現時点で、今後発生する設置費用を補填対象とすべき合理的な理由があるとは言い難い。

したがって、<u>当分の間、設置費用を補填対象とする必要はないと考えられる</u>が、今後の災害時用公衆電話の設置計画等も踏まえ、設置費用が 円滑な役務提供にどのような影響を与えるか等を十分に見極めた上で、費用負担の在り方について検討することが適当である。

② アクセス回線費用

災害時用公衆電話に係る補填の考え方については、交付金の負担が最終的には国民・利用者に転嫁されること、現在の災害時用公衆電話に係るアクセス回線費用が接続料に転嫁されていること等を踏まえ、国民・利用者や接続電気通信事業者等の関係者の理解を十分に得られるよう、 次章で述べる第一種公衆電話の効率化によって得られる費用削減効果を見極めた上で、交付金全体の規模を適切に抑制する観点から、具体的 な補填の範囲や導入時期について、適時適切に判断する必要がある。その上で、ユニバーサルサービスとしての災害時用公衆電話の提供が開始 され、利用状況等に関するデータが蓄積されていく中で、今後、必要に応じて、見直しを行うことも検討に値する。

③ 通話費用

通話費用については、現在、NTT東西と接続電気通信事業者等との間で、お互いに費用を精算しないとの取り決めがなされているところである。 通話費用は、災害時に限って発生するものであり、アクセス回線費用等に比べて規模も小さく、現時点で、<u>交付金によって補填しなければならない</u> 合理的な理由があるとは言い難い。

したがって、当分の間、上記の取り決めを継続することを前提として、通話費用を補填対象とする必要はないと考えられるが、今後、通話費用がN TT東西の収支に対してどのような影響を与えるか等を見極めた上で、料金設定の形態に応じて、費用負担の在り方について検討することが適当である。

情報通信審議会答申(令和3年7月)抜粋②

第5章 第一種公衆電話の補填について 第1節 基本的考え方

現在、第一種公衆電話に係る費用については、収入と費用を相殺する形で赤字分を全額補填している。現在の公衆電話の収支状況を踏まえると、 全収容局において赤字という傾向に変化は見られないことから、引き続き、補填については同様の考え方を採ることとした上で、公衆電話の円滑な提 供の確保のために必要な台数の維持(効率化に必要となる撤去費用を含む)については、交付金の対象とすることが適当である。

その上で、上記のとおり、第一種公衆電話については、災害時用公衆電話の位置づけの見直し等を踏まえ、<u>交付金全体の支出を抑制する必要がある</u>ことから、設置基準の緩和等を図ることが適当としたところである。

NTT東西においては、このような見直しの趣旨を十分に踏まえ、ユニバーサルサービス全体の安定的な提供を確保しつつ、費用の一層の削減に努めることにより、国民・利用者の負担の抑制を強力に進めるべきである。その際、第一種公衆電話の撤去には一定の期間及び費用を要すること、台数を削減したとしても費用が同じ比率で削減されるわけではないことに留意する必要があるが、その中で、可能な限り効率化の取組を進めることが望ましい。